

○可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する 条例

平成 11 年 3 月 4 日
可茂衛生施設利用組合条例第 2 号

改正 平成11年10月5日組合条例第15号
平成15年3月20日組合条例第1号
平成25年12月25日組合条例第1号

平成13年3月15日組合条例第1号
平成24年12月25日組合条例第3号
令和元年7月24日組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、可茂衛生施設利用組合の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置等)

第2条 施設名称、位置及び施設の内容は、次のとおりとする。

名 称	位 置	施 設 内 容
緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市牧野1912番地2	し尿処理施設
ささゆりクリーンパーク 「エコサイクルプラザ」	可児市塩河839番地	じんかい処理施設

(職員)

第3条 施設に必要な職員を置く。

(事業)

第4条 施設は、次の事業を行なう。

- 一般廃棄物の処理に関すること。ただし、し尿処理施設においては、可茂衛生施設利用組合規約（昭和35年岐阜県指令第908号）第2条に規定する構成市町村（以下「構成市町村」という。）が処理した下水道脱水汚泥を含む。
- 廃棄物処理の啓発に関すること。

(処理施設使用者)

第5条 前条第1号に係る施設を使用できる者（以下「処理施設使用者」という。）は、次のとおりとする。

- 構成市町村又は構成市町村長の委託若しくは許可を受けた一般廃棄物の処理業者。ただし、し尿処理施設においては、構成市町村又は構成市町村長の委託を受けた下水道脱水汚泥の収集運搬業者を含む。
- 事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を、自ら搬入し、処理しようとする構成市町村内の事業者。

(使用料)

第6条 次の各号に掲げる一般廃棄物を搬入しようとする者は、各号に掲げる単価に基づき算出した

金額（し尿及び下水道脱水汚泥、事業系廃棄物10kg未満の場合には10kgとみなし算出した金額）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の消費税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額。以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

- | | | |
|-----------------|---------|--------|
| (1) し尿及び下水道脱水汚泥 | 18kg当たり | 5円 |
| (2) 事業系廃棄物 | | |
| ア 蛍光灯類及び体温計類 | 10kg当たり | 1,000円 |
| イ ア以外の事業系廃棄物 | 10kg当たり | 80円 |

2 前項の規定にかかわらず、前項に定める使用料によることが著しく不相当と認められる特別の事情があるときは、当該使用料について管理者は、特別の定めをすることができる。

（使用料の納付）

第7条 使用料は、管理者の発行する納入通知書により納付するものとする。

（使用料の免除）

第8条 管理者は、第6条の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月5日組合条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年1月1日以後に搬入される一般廃棄物の使用料について適用する。

附 則（平成13年3月15日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以降に搬入される一般廃棄物の使用料について適用する。

附 則（平成15年3月20日組合条例第1号）

この条例は平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年7月31日までは改正前の第7条及び第8条の規定に基づいて証紙により使用料を納付することができる。

附 則（平成24年12月25日組合条例第3号）

この条例は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日組合条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月24日組合条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。